

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	教育改革室	1頁
告 示	三重県立学校職員及び市町村立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項についての一部を改正する告示	人材政策室	1頁
	三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示	小中学校教育室	3頁

規 則

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を以下に公布します。

平成十六年十二月二十七日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第十二号

三重県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十三年教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表（第一条関係）三の項高等学校の欄中

「三重県立尾鷲高等学校」を「三重県立尾鷲高等学校

三重県立尾鷲高等学校校長室分校」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第26号

三重県立学校職員及び市町村立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成16年12月27日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県立学校職員及び市町村立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項についての一部を改正する告示

三重県立学校職員及び市町村立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項について（昭和34年教育委員会告示第59号）の一部を次のように改正する。

1 人事異動通知書 1 様式を次のように改める。

1 様式

(1) 三重県教育委員会が発令する場合

人事異動通知書

(氏名) ←-----70mm----->	(現職) ←-----80mm----->	30mm
(異動内容)		125mm
平成 年 月 日		55mm
三重県教育委員会		

←-----150mm----->

(2) 県立学校長が発令する場合

人事異動通知書

(氏名) ←-----70mm----->	(現職) ←-----80mm----->	30mm
(異動内容)		125mm
平成 年 月 日		55mm
県立学校長		

←-----150mm----->

附 則

- 1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にこの規定に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

三重県教育委員会告示第27号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年12月法律第182号）第12条の規定に基づき、三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示を次のように定めます。

平成16年12月27日

三重県教育委員会委員長 竹 下 譲


三重県教科用図書採択地区の設定についての一部を改正する告示

三重県教科用図書採択地区の設定について（昭和39年教育委員会告示第26号）の一部を次のように改正する。表中中勢地区の郡（構成町村）の項中「一志郡（香良洲町、一志町、白山町、嬉野町、美杉村、三雲町）」を「一志郡（香良洲町、一志町、白山町、美杉村）」に改め、表中松阪地区の郡（構成町村）の項中「飯南郡（飯南町、飯高町）」を削除する。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。



 発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社